第41回長崎大学学長選考会議(書面会議)議事要旨

1 日 時 平成29年4月10日(月)~4月18日(火)

2 配付資料

- (1) 長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について (資料1)
- (2) 生命医科学域の設置について (参考資料)
- (3) 長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会委員の選出について (資料2)

3 議事

(1) 長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について

学長選考委員会は、長崎大学学長候補者の選考に関する規則第11条に基づき、学内 意向投票を管理するための学内意向投票管理委員会を置くことが規定されており、また、 同管理委員会は、同条第2項に規定する委員組織及び部局等から選出された者で組織さ れ、主な職務である部局等の組織ごとに投票資格者名簿を管理し、投票所を設置してい る現状を考慮して、各部局等から当該委員会委員を選出することとしている。

平成29年4月1日から、同管理委員会を組織する医歯薬学総合研究科の教員が同研究科から独立した新たな教員組織である「生命医科学域」に所属したことから、資料1のとおり長崎大学学長候補者の選考に関する規則を一部改正することについて、書面により審議願ったところ、12名の委員(可否同数の場合は議長の決するところであるため、議長の回答を除く。)から「承認」とする回答があり、原案どおり了承された。

(2) 第1次学長候補者の推薦依頼に関する文書について

議事(1)の長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正が承認された場合を前提条件としたうえで、平成29年1月23日開催の本会議において了承された学内意向投票管理委員会を組織する部局等への委員選出依頼について、資料2のとおり医歯薬学総合研究科を生命医科学域に改めることを書面により審議願ったところ、12名の委員(可否同数の場合は議長の決するところであるため、議長の回答を除く。)から「承認」とする回答があった。なお、委員から依頼文書の宛先についても「医歯薬学総合研究科長」を「生命医科学域」に改めることの意見があり、この意見を反映した依頼文書とすることで了承された。

(以上)